



ヤブカンゾウ

ユリに似たヤブカンゾウの花
6月下旬ごろから8月にかけて道端、堤防、土手、林のふちなどに直径8cmほどのユリに似た濃いオレンジ色の花が咲いていたらおそらくヤブカンゾウです。生い茂った草の中から花だけが頭を出していることが多いです。花をよく見ると八重咲きです。
春早くに芽生えるこの植物は、葉っぱの形が特徴的で、知っている人なら一目で分か
り、あちらこちらにあります。

ところが花はあまり見かけません。なぜでしょうか。実は、人里近くの道端や堤防に生えるため、花が咲く前に、草刈りなどで刈り取られてしまうのです。私が日役で堤防の草を刈るときは、ヤブカンゾウだけを残して刈り進めようと努力しています。草刈り機で細かな配慮は難しいので、全部刈るよりはましかなという程度で刈り残しています。

じつはおいしい！

さて、このヤブカンゾウですが、山菜としても優秀です。春先は他の植物がまだ少ないので非常に見つけやすいです。大量にあり、くせもなく、生でも食べられます。さっと火を通すと甘味が増すので、酢みそあえにすると、とてもおいしいです。花がたくさん咲く場所ならつぼみも食べるができます。近い仲間のつぼみを乾燥したものは「金糸菜」として中華食材店でも売られています。上手に付き合っていきたい植物の一つです。

(コウノトリ市民研究所 菅村定昌)

介護保険サービス

高額介護サービス費の上限額が一部変わります

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が上限額を超えたときは、超えた分を「高額介護サービス費」として後から支給しています。

8月のサービス利用分から、同じ世帯の誰かに市民税が課税されている場合は、利用者負担の上限額が44,400円になります。

ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担

割合が1割で、かつ同じ世帯に現役並み所得者に相当する方がいない世帯には、年間上限額446,400円(37,200円×12カ月)を設定し、この上限額を超えたときは高額介護サービス費を支給します(年間上限額の設定は3年間のみです。8月1日からの1年間分の利用者負担額から適用します)。

《問合せ》高年介護課 ☎24-2401

《高額介護サービス費の負担段階区分》

区分	負担の上限額(月額)	
	7月まで	8月から
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方※1	44,400円(世帯※2)	
世帯内の誰かに市民税が課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯)※3
世帯の全員に市民税が課税されていない方	24,600円(世帯)	
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	24,600円(世帯) 15,000円(個人※4)	
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)	

- ※1 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、前年の収入が単身は383万円以上、2人以上は520万円以上ある世帯の方
- ※2 住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額
- ※3 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割で、かつ同じ世帯に現役並み所得者に相当する方がいない世帯には年間上限額446,400円を設定
- ※4 介護サービスを利用した本人の負担の上限額

減免には申請が必要です

介護保険の保険料額は、前年の所得に応じて年度ごとに決定されています。保険料の負担が生活の維持に支障があると認められる場合の他、災害や不慮の事故などに対する減免制度を設けています。減免には申請が必要です。要件や制度の詳細を知りたい方は、問い合わせてください。

なお、減免の可否は、資産調査などに基づき、市の基準で決定しますので、申請をしても適用できない場合があります。
《問合せ》 高年介護課 ☎24-2401

低所得者減免

保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)から第3段階の方で、次の全ての要件に該当する方

○市民税が課税されている方から、住まい、食事の提供、公共料金の負担を含め金銭的な援助を受けておらず、市民税課税上、または公的医療保険の被扶養者になっていないこと

○資産などを活用してもなお生活が困窮していると認められること(資産には預貯金、土地家屋、返戻金のある保険等、有価証券、貴金属などを含む)
○前年の収入が、市が定める

要件を満たしていること
※収入の要件は問い合わせください。

その他の減免

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 次のいずれかに該当し、損害保険などの給付がないか、一定額以下であること
 - 災害で住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた。
 - 世帯の生計を主として維持する方が、死亡または心身に重大な障害を受けた、もしくは長期間入院したこと
- ② 収入が著しく減少したこと
- ③ 世帯の生計を主として維持する方が、失業などで著しく収入が減少したこと

< 対象施設 >

- 1 障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設
※生活介護および施設入所支援を受けている障害者に限る
 - 2 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
※身体障害者福祉法の規定で生活介護を行う施設に入所している障害者または知的障害者福祉法の規定で入所している障害者に限る
 - 3 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設
 - 4 児童福祉法に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関
 - 5 のぞみの園法に規定する福祉施設
 - 6 国立および国立以外のハンセン病療養所等
 - 7 生活保護法に規定する救護施設
 - 8 労災特別介護施設
 - 9 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の施設
- ※介護保険法施行法第11条・介護保険法施行規則第170条に規定する適用除外施設

介護保険の適用除外

65歳以上の方は1号被保険

く収入が減少した。
○世帯の生計を主として維持する方が、農作物の不作などで著しく収入が減少した。
② 無年金外国籍高齢者福祉給付金を受給している。
③ 刑事施設、労役場、その他これに準ずる施設に1カ月以上拘禁された。

者として、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者となります。しかし、法令で定める施設に入所・入院し、一定の条件に該当する方は、介護保険の被保険者にならないことになっていきますので、右記の条件に該当する方は届け出てください。



甦る上田城

備え甲冑や鉄砲など真田氏関連資料約150点を展示
▼対象 豊岡市民
▼料金 高校生以上240円(通常300円)、小・中学生無料(通常150円)
※来場の際、住所を証明する書類(免許証・保険証等)を提示
《問合せ》 上田市観光課 ☎0268-23-5408

姉妹都市特別割引

上田市特別企画展 400年の時を経て甦る上田城

- ▼期間 8月1日(火)～11月30日(木)
※木曜日休館の場合あり
- ▼場所 上田城跡公園内(旧上田市民会館・長野県)
- ▼内容 最新のVR(バーチャルリアリティー)技術を利用し、400年前の上田城を大型スクリーンで体感。真田信繁の赤